

期末手当及び勤勉手当の支給月数について

人事委員会勧告に基づき、次の職員について公民較差分として期末手当を次のとおり引き下げる。

1 支給月数

(1) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R3	現行	1.275	0.950	2.225	1.275	0.950	2.225	2.550	1.900	4.450
	改定後	1.275	0.950	2.225	1.125	0.950	2.075	2.400	1.900	4.300
	現行との差	0	0	0	▲ 0.150	0	▲ 0.150	▲ 0.150	0	▲ 0.150
R4	改定後	1.200	0.950	2.150	1.200	0.950	2.150	2.400	1.900	4.300
	現行との差	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.150	0	▲ 0.150

(2) 再任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R3	現行	0.725	0.450	1.175	0.725	0.450	1.175	1.450	0.900	2.350
	改定後	0.725	0.450	1.175	0.625	0.450	1.075	1.350	0.900	2.250
	現行との差	0	0	0	▲ 0.100	0	▲ 0.100	▲ 0.100	0	▲ 0.100
R4	改定後	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.350	0.900	2.250
	現行との差	▲ 0.050	0	▲ 0.050	▲ 0.050	0	▲ 0.050	▲ 0.100	0	▲ 0.100

(3) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R3	現行	1.275	0	1.275	1.275	0	1.275	2.550	0	2.550
	改定後	1.275	0	1.275	1.125	0	1.125	2.400	0	2.400
	現行との差	0	0	0	▲ 0.150	0	▲ 0.150	▲ 0.150	0	▲ 0.150
R4	改定後	1.200	0	1.200	1.200	0	1.200	2.400	0	2.400
	現行との差	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.075	0	▲ 0.075	▲ 0.150	0	▲ 0.150

2 勤勉手当の詳細

勤勉手当の原資月数に改定がないため、相対評価区分による支給月数は現行どおりとなる。

(1) 再任用職員以外の職員

	相対評価区分による支給月数						
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					A	B	C
現行	0.950 +2α+6f	0.950 +α+4f	0.950 +f	0.938	0.925	0.888	0.850

(2) 再任用職員

	相対評価区分による支給月数						
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					A	B	C
現行	0.450 +2α	0.450 +α	0.450	0.437	0.431	0.423	0.415